

い。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

- ◇ 評価結果の通知：2026 年 9 月 4 日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を
取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16 点
② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 40 点
② 対象国・地域での業務経験 8 点
③ 語学力 16 点
④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	建築行政（耐震化促進）に係る各種調査
対象国及び類似地域	ペルー国及び全途上国
語学の種類	英語・スペイン語（望ましい）

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ペルーは、日本と同じく環太平洋火山帯に位置していることから、地震や津波、火山災害のリスクに常時晒されている。首都リマ及びリマ西部に位置するカヤオを含む太平洋沿岸部は、プレート境界上に位置し、過去の地震調査などから巨大地震・津波発生が確実視されている。歴史的にはリマ・カヤオ地震（1746 年：Mw 9.0）、リマ地震（1940 年：Mw 8.2）、リマ沖地震（1974 年：Mw 8.1）、ピスコ地震（2007 年：Mw 8.0）のように大規模地震が繰り返されている。他方、リマ・カヤオ周辺では、1974 年以降大規模地震は発生しておらず、50 年以上が経過しており（1974 年以前の大規模な地震は 1940 年のリマ地震）、大地震が発生するリスクが高まっていると指摘されている。

リマ首都圏には人口・インフラ・重要施設が集中している一方、建築基準に準拠せずに建築された一般住宅や公共施設等、耐震性の確保されていない建築物が大多数を占め、これに防災体制の不備（脆弱性）が重なることで、災害リスクは極めて高い。このような状況下において大地震が発生すれば、災害対応や救命機能を果たすべき建物を含め、多くの建築物が崩壊するリスクが高い。

ペルーでは、2011 年に国家災害リスク管理システム法（以下、「SINAGERD」とする）及び細則が制定され、災害への応急対応、復旧・復興、予防・減災、事前準備が体系化されている。SINAGERD において、首相府（以下、「PCM」とする）は災害リスク管理における統轄機関の役割を担っている。PCM は、国家防災庁（INDECI）及び国家災害リスク予防研究センター（GENEPRED）の上位機関として、両機関の助言に基づき、災害リスク管理を監督し、SINAGERD を遂行するための政策（法律や大統領令）を首相に提案する責務を負っている。

災害種が多様かつ災害リスク管理の責任機関が多く存在することから、SINAGERD の実行にあたっては、関係行政機関の連携が必要であり、2026 年～2028 年の 3 か年を対象とした地震対策マルチセクター計画（PLANSIS）が 2026 年 5 月 30 日に公布されている。こうした動きを支援するため、2026 年度から 2028 年度にかけて個別専門家（事前防災投資促進）（以下、「事前防災投資促進専門家」とする）を派遣し、地震対策においての日本の経験や事例を踏まえ、日本の防災

行政、災害対策基本法や国土強靱化基本法をはじめとする日本の国土強靱化の取り組みを共有し、地震対策マルチセクター計画の実行に向けた PCM、インフラ庁（ANIN）、経済財政省（MEF）、その他関係省庁の連携強化、制度枠組みの調整・整備を支援している。

一方、地震リスクに対する個別の事前防災投資（既存公共建物の耐震化等）を進めるためには、耐震診断、耐震設計、耐震施工といった一連の耐震化に向けた知見・技術力がペルーでは不足している。加えて、耐震化すべきインフラ・公共建物の優先順位付け・中長期の整備計画等がないことから、耐震化に向けた計画的な予算確保ができておらず、事前防災投資が進んでない。

本事業では、国内コンサルタント等への指導的な役割を担う、日本・ペルー地震防災センター（以下、「CISMID」とする）の耐震診断・設計・施工に係る能力強化を支援する。また、防災行政を統括する PCM を中心に関係省庁及び CISMID、各州政府防災局、その他防災機関の行政官と技術者を対象とし、日本の防災体制や、日本の成功事例を直接学び、制度・予算・合意形成・技術の視点を持つ中核人材を育成する。さらに、ペルーにおける事前防災投資を実現・加速することを目的に耐震改修に関する行動計画を更新する。加えて、本事業では、事前防災投資促進専門家、経済財政省投資多年度計画局（DGPMI）に派遣中の公共事業投資専門家（個別専門家）との連携を通じて、既存公共建物の耐震化に向けた省庁横断的な取り組みが期待される。

プロジェクトの実施体制や主な活動内容については、派遣中の事前防災投資促進専門家や JICA によって整理されている。そのため、本詳細計画策定調査では、プロジェクトの実施体制及び活動内容について確認・協議し、プロジェクトに関わる合意文書締結を行う予定である。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣される JICA 職員等や、JICA ペルー事務所、現地派遣中の個別専門家（公共事業投資、事前防災投資促進）等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（１） 準備業務（2026 年 9 月下旬）

- ① 要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析、事前防災投資促進専門家の整理した情報の確認）の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、必要に応じ、ペルー側関係機関（C/P 機関等）や他ドナー等に対する質問票（案）（英文またはスペイン語。スペイン語の場合は和文も含める）を作成する。作成した質問票（案）は、現地派遣前に評価分析団員及び JICA に提出する。
- ② プロジェクトの PDM(Project Design Matrix) 案、PO(Plan of Operations) 案の担当分野関連部分を検討する。
- ③ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

（２）現地業務（2026 年 10 月中旬～2026 年 11 月上旬）

- ① JICA ペルー事務所等との打合せに参加する。
- ② ペルー側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。事前防災投資促進専門家と綿密に連携し、情報収集活動を効率的に行う。本業務で契約する技術団員が調査する内容は具体的には以下のとおり。

ア）地震に対する建物の安全性に係る基準、手法、等に関する情報収集・整理

- (a) 耐震建築基準について情報を収集・整理する（例： Norma E. 030 Diseño sismorresistente（耐震設計）、Norma E. 050 Suelos y cimentaciones（地盤と基礎）、Norma E. 060 Concreto armado（補強コンクリート）、Norma E. 070 Albañilería（組積造）、等から、主となる考え方や特徴を抄録する）。
- (b) 耐震診断に先立つスクリーニング手法、（ただし、個別の建物毎の判断を行う手法に限る）、について、CISMID 等でのヒアリングにより情報を収集・整理する。
- (b) 耐震診断の手法、規準、ソフトウェア耐震診断技術カタログ（建物の構造ごとの実例を示すもの）、マニュアル／ガイドラインについて CISMID 等でのヒアリングにより情報を収集・整理する（例：既存手法（VIRVI-ALB(cismid.uni.edu.pe/virvi/form)等））。

- (c) 日本の耐震診断手法の受容可能性について CISMID 等でのヒアリングにより情報を収集・整理する。
- (d) 耐震改修設計の手法、規準、ソフトウェア、マニュアル／ガイドラインについて CISMID 等でのヒアリングにより情報を収集・整理する。特に reforzamiento sismico progresivo（段階的耐震補強）について、事例により、詳述すること。
- (e) 日本の耐震改修設計・施工手法の受容可能性について CISMID 等でのヒアリングにより情報を収集・整理する。
- (f) 公共建物の耐震改修施工事例、マニュアル／ガイドラインについて CISMID 等でのヒアリングにより情報を収集・整理する。
- (g) 建物の脆弱性調査について既存事例を収集する（例えば、「リマ首都圏およびカヤオ地域における代表的な学校および主要病院の地震リスクおよび被爆状況に関する予備調査」報告書、CISMID が実施した事例「RESUMEN EJECUTIVO DE LA EVALUACIÓN DE LA VULNERABILIDAD DE EDIFICACIONES EN EL DISTRITO DE LA MOLINA（ラ・モリーナ地区における建築物脆弱性評価の概要）」等）。
- (h) 耐震診断・耐震改修設計・耐震改修施工・マニュアル／ガイドライン（案）を建設産業国家職業訓練サービス（SENCICO）及び住宅建設上下水道省（MVCS）へ申請し、承認を受けるまでの手続き、期間等について情報を収集する。
- イ） 事前防災投資促進専門家や評価分析団員等と連携して、CISMID と協議し、パイロット事業の実施に係るパイロット建物の選定基準やスケジュール等を提案する。
- ウ） 耐震化の普及に係る、訓練や研修、実施組織の実施能力（PCM や CISMID（構造実験、耐震診断等の専門能力含む）等）、既存の制度、具体的なプログラムについて CISMID 等でのヒアリングにより情報を収集・整理する。
- エ） 耐震改修促進に係る情報を収集・整理する。
 - (a) 耐震改修促進に係る戦略や政策、行動計画等や関連アクターの所掌、能力、課題等を整理する。
 - (b) 省庁横断ワーキンググループの素案を作成する。

- ④ プロジェクトの活動に係る協議に参加し、支援する。具体的には以下のとおり。
 - ア) ペルー側からの意見について、建築行政や耐震化促進の観点からコメントし、論理的な結論が見出せるよう支援する。
- ⑤ 担当分野に係る PDM 案、PO 案、M/M 案の作成に協力する。
- ⑥ 担当分野に係る現地調査結果を JICA ペルー事務所等に報告する。

(3) 整理業務 (2026 年 11 月中旬～2026 年 12 月上旬)

- ① 事業事前評価表 (案) 作成に協力する。
- ② PDM 案、PO 案、R/D (Record of Discussions) 案の作成に協力する。
- ③ 報告会、打合せ等に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ④ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書 (案) を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務完了報告書 (和文)

2026 年 12 月 10 日 (木) までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書 (案) (和文) 及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。ドラフトを 2026 年 11 月 25 日 (水) までに提出し、JICA によるコメントを踏まえたものを期日までに提出すること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版 (以下同じ) の「XI. 業務実施契約 (単独型)」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び宿泊費・宿泊手当等

航空賃及び宿泊費・宿泊手当等は契約に含みます (見積書に計上して下さい)。
効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等

の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

(2) その他留意事項

90 日以内の滞在となるため、ビザの取得は不要です。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は 2026 年 10 月 17 日～11 月 8 日を予定しています。

本業務従事者は、JICA の調査団員に 1 週間程度先行して現地調査の開始を予定しています（JICA 調査団員の調査期間は 10 月 24 日～11 月 8 日を想定）。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力企画（JICA）

ウ) 耐震・防災行政（JICA）

エ) 建築行政（耐震化促進）（本コンサルタント）

オ) 評価分析（JICA が別途契約するコンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA ペルー事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：あり（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります）。

エ) 通訳傭上：あり。日本語又は英語⇄スペイン語の通訳を提供。

オ) 現地日程のアレンジ： JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。JICA が必要に応じアレンジに協力します。

カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部運防災グループ防災第二チームから配付しますので、gegdm@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・ 防災関係の法体系等
- ・ RESUMEN EJECUTIVO DE LA EVALUACIÓN DE LA VULNERABILIDAD DE EDIFICACIONES EN EL DISTRITO DE LA MOLINA (ラ・モリーナ地区における建築物脆弱性評価の概要)
- ・ Norma E. 030 Diseño sismorresistente (耐震設計)
- ・ Norma E. 050 Suelos y cimentaciones (地盤と基礎)
- ・ Norma E. 060 Concreto armado (補強コンクリート)
- ・ Norma E. 070 Albañilería (組積造)
- ・ ペルー国 リマ首都圏およびカヤオ地域における代表的な学校および主要病院の地震リスクおよび被爆状況に関する予備調査 報告書 (2026年3月)
- ・ ペルー国 防災対策能力強化アドバイザー フォローアップ協力 報告書 (2026年3月)
- ・ 事前防災投資促進専門家作成の報告書

② 本業務に関する以下の資料が、ウェブサイトで公開されています。

- ・ ペルーにおける地震・津波減災技術の向上プロジェクト詳細計画策定調査・実施協議報告書 (2010年5月)
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000253472.html>
- ・ ペルー国 ペルーにおける地震・津波減災技術の向上プロジェクト中間レビュー調査報告書 (2013年7月)
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000012063.html>
- ・ ペルー国 防災セクター政策・制度 調査報告書 (2014年12月)
https://openjicareport.jica.go.jp/216/216/216_709_12231064.html
- ・ ペルー国 災害時における救急医療に係る情報収集・確認調査 ファイナルレポート (2016年3月)
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12251849.pdf>
- ・ ペルー国 日本式早期地震検知システムによる防災対策のための案件化調査業務完了報告書 (2020年5月)
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000042967.pdf>

- ・ ペルー国 防災対策能力強化アドバイザー業務 業務完了報告書
(2023年12月)

<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000051974.pdf>

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ペルー事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタ

ントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上